

人事行政の運営等の状況の公表について

令和6年12月20日

五所川原地区消防事務組合消防本部総務課

五所川原地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表

本公表は、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することにより、その公平性や透明性を高めることを目的としたものであり、全ての地方公共団体において公表が義務付けられています。

当組合では「五所川原地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表等に関する条例」に基づき、毎年12月に前年度の状況を中心に当組合の職員数や給与といった職員に関する情報を公表しています。

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- II 職員の給与の状況
- III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- IV 職員の分限及び懲戒処分の状況
- V 職員のサービスの状況
- VI 退職管理の状況
- VII 職員の研修及び人事評価の状況
- VIII 職員の福祉及び利益の保護の状況
- IX 職員の競争試験及び選考の状況
- X 青森県人事委員会の業務の状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 総職員数(令和6年4月1日現在)

区 分	条例定数	職員数
五所川原地区消防事務組合	248	248

2 新規採用の状況

職 種	消防職
R6.4.1付新採用者数	4

※上記の新採用者数には4月1日付でフルタイム暫定再任用された職員(2名)を含みません。

3 退職者の状況

(1)事由別退職者数(令和5年度)

定年退職	早期認定退職	普通退職	その他の退職	計
0	1	2	1	4

※上記の退職者数にはフルタイム再任用職員で任期満了により退職した職員(1名)を含みません。

(2)早期退職者の認定の状況(令和5年度)

募集期間	応募者数	認定者数
令和5年8月28日～令和5年9月7日	1	1

4 暫定再任用職員数(令和6年4月1日現在)

フルタイム	短時間勤務	合計
2	0	2

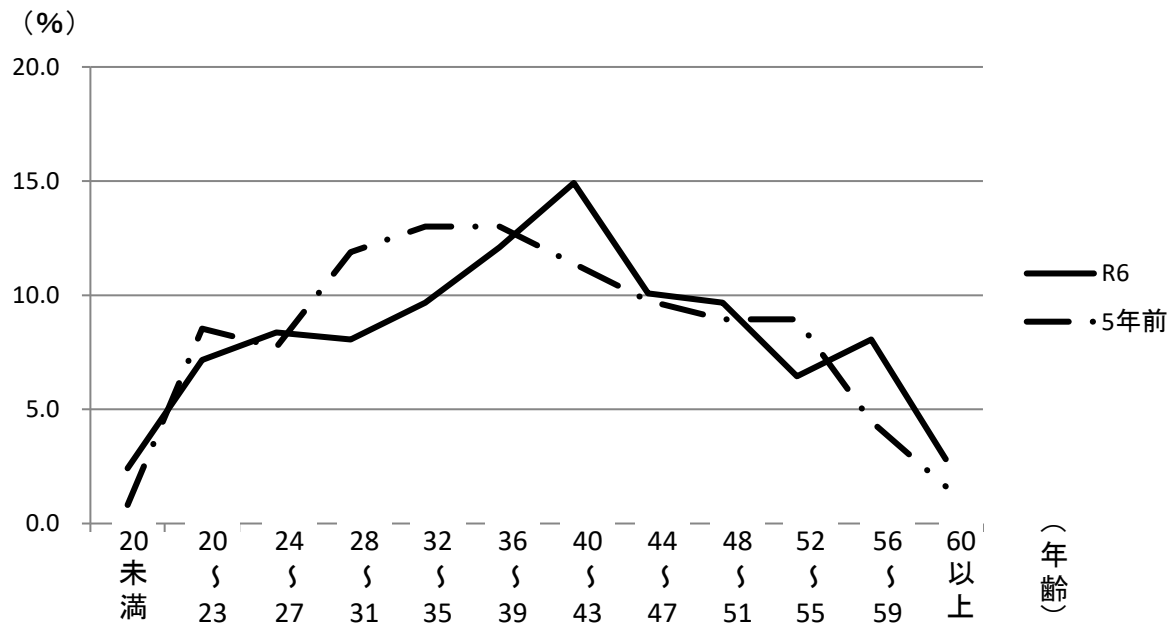
5 職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	職 員 数		対前年 職員数	主な増減理由
	令和5年	令和6年		
消防職	248	248	0	

6 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

区分		20歳未満	20歳 S 23歳	24歳 S 27歳	28歳 S 31歳	32歳 S 35歳	36歳 S 39歳	40歳 S 43歳	44歳 S 47歳	48歳 S 51歳	52歳 S 55歳	56歳 S 59歳	60歳以上	合計
職員数		6	18	21	20	24	30	37	25	24	16	20	7	人 248
構成比		2.4	7.2	8.4	8.1	9.7	12.1	14.9	10.1	9.7	6.5	8.1	2.8	% 100.0
5年前	職員数	2	21	19	29	32	32	28	24	22	22	11	4	人 246
	構成比	0.8	8.5	7.7	11.9	13.0	13.0	11.4	9.8	8.9	8.9	4.5	1.6	% 100.0



II 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費等の状況(令和5年度事務組合一般会計決算)

住民基本台帳 人口 R6.1.1	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	R4年度の 人件費率
人 71,784	千円 2,345,348	千円 80,979	千円 1,937,144	% 83.0	% 65.0

(2) 職員給与費の状況(令和5年度事務組合一般会計決算)

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
人 246	千円 912,219	千円 255,581	千円 349,951	千円 1,517,751	千円 6,170

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。なお、青森県(消防学校)と五所川原市役所への派遣職員(計2名)は含めていません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
消防職	歳 39.6	円 311,300	円 388,490	円 337,914
青森県 警察職	歳 38.8	円 312,000	円 424,006	円 343,085
国 (公安職(一))	歳 41.8	円 328,209	円 -	円 388,322

(注) 1 「平均給料月額」は、職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ計算方法で再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		五所川原地区 消防事務組合	青森県	国
消防職	大学卒	217,100円	228,000円	227,600円
	高校卒	188,100円	198,600円	191,800円

(注) 青森県、国にあつてはそれぞれ警察職、公安職(一)を参照しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
消防職	大学卒	283,864円	312,120円	329,820円
	高校卒	257,909円	284,929円	315,905円

3 級別職員数等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務の内容	職員数(人)	構成比(%)	1年前の 構成比(%)
8 級	消防長	1	0.41	0.41
7 級	次長、五所川原及び北部中央消防署長、参事	3	1.22	1.22
6 級	課長、鶴田消防署長、副署長(鶴田除く)、副参事	8	3.25	3.25
5 級	課長補佐、鶴田消防署副署長、隊長、副隊長、指令統制長、分署長、消防隊長、主幹	32	13.01	10.97
4 級	係 長、副主幹	62	25.20	25.20
3 級	主 査	68	27.64	26.83
2 級	主 任	32	13.01	15.45
1 級	主 事	40	16.26	16.67
計	—	246	100.00	100.0

(注) 1 組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 青森県(消防学校)と五所川原市役所への派遣職員(計2名)は含めていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五所川原地区消防事務組合		
1人当たり平均支給額(R6年度)		
1,422千円		
(R6年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	年間
2.45 月分	1.95 月分	4.40 月分
(1.375 月分)	(0.925 月分)	(2.275 月分)
(加算措置の状況)		
職制上の段階、給料の級等により加算措置		
・役職加算 5～15%		

青森県			国		
1人当たり平均支給額(R6年度)			—		
1,657千円					
(R6年度支給割合)			(R6年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	年間	期末手当	勤勉手当	年間
2.45 月分	1.95 月分	4.40 月分	2.45 月分	2.05 月分	4.50 月分
(1.375 月分)	(0.925 月分)	(2.275 月分)	(1.375 月分)	(0.975 月分)	(2.35 月分)
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、給料の級等による加算措置			職制上の段階、給料の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%		

(注) 支給割合の()内は、再任用職員にかかる支給割合です。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

五所川原地区消防事務組合		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～59,550円)		
・その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
・1人当たり平均支給額		
自己都合 11,393千円		

青森県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)		
・その他の加算措置			・その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)		
・1人当たり平均支給額					
自己都合 3,272千円					
勸奨・定年 19,876千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

区 分	全 所 属
支給実績(R5年度決算)	287千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	2,474円
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)	47.2%
手当の種類(手当数)	4種類

[特殊勤務手当の内訳(令和6年4月1日現在)]

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員の支給単価
高度救命処置手当	救急救命士法施行規則第21条に規定する救急救命処置及びそれらの救急救命処置の補助に従事した場合	処置 500円/回 補助 200円/回
潜水作業手当	潜水器具を着用しての人命救助等のため潜水作業(訓練を含む)に従事した場合	潜水深度が10m以上 20m未満の作業 500円/回 20m以上の作業 1,000円/回 10m以上20m未満の訓練 500円/日 20m以上の訓練 1,000円/日
緊急消防援助隊等出場手当	緊急消防援助隊又は青森県消防相互応援協定に基づく応援消防隊として災害出動した場合 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画定める全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練に参加した場合	3,000円/日
防疫等作業手当	(1)感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護作業又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある救急車内の処理作業に従事したとき。 (2)特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したとき。	(1)290円/日 (2)4,000円/日

(4) 時間外勤務手当

令和5年度	支給実績	49,284千円
	職員1人当たり平均支給年額	213,350円

(5) 主なその他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	令和5年度決算額	
			支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 ※満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同 じ	44,507千円	269,737円
通勤手当	・バス等交通機関利用者 限度額 55,000円 ・片道2kmで自動車等 交通用具利用者 2,000円～31,600円	同 じ	19,029千円	90,616円
住居手当	・自宅 なし ・借家、借間 限度額 27,000円	異なる	13,416千円	253,139円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある 職員 15,000円～45,000円	異なる	4,680千円	390,000円
管理職員 特別勤務手当	・管理又は監督の地位にある職 員が週休日、休日等に勤務した とき及び正規の勤務時間以外の 時間に勤務したとき 2,000円～8,000円	異なる	97千円	12,063円
休日勤務手当	・休日等に勤務する職員 単価×135/100(1時間当たり)	同 じ	86,163千円	416,247円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として午後10時 から翌日午前5時まで勤務する 職員 単価×25/100(1時間当たり)	同 じ	20,235千円	97,282円
寒冷地手当	・組合管内その他寒冷の地域に 在勤する職員 7,360～17,800円	同 じ	17,885千円	74,211円
単身赴任手当	・公署を異にする異動等により単 身赴任となる職員 限度額 100,000円	同 じ	—	—

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	報 酬	
監査委員	月 額	5,000円
議長、副議長、 議員	年 額	36,000円
情報公開・ 個人情報保護 審査会委員	日 額	5,700円
産業医	月 額	30,000円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員(五所川原・日勤者)の勤務時間、休憩時間の状況

区 分	内 容
1週間の正規の勤務時間	38時間45分
1日の正規の勤務時間	7時間45分
開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	12時00分～13時00分

2 一般職員の年次有給休暇の状況

区 分	内 容
付与日数(1年間)	20日
繰越限度日数(1年間)	20日以内
平均取得日数(令和5年実績)	14.1日

3 主な特別休暇等の取得状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	休暇日数等	取得者 実人数	取得実績 (延べ)
結婚休暇	職員が結婚する場合で連続する7日以内	2	14日
産前休暇	出産の予定日以前8週間	0	0日
産後休暇	出産の日後8週間	1	56日
配偶者出産休暇	職員の妻が出産した場合で出産の日後2週間以内において3日以内	10	27日
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合、1回につき、必要と認められる時間	0	0日
育児参加休暇	職員の妻の出産に伴い小学校就学前の子を養育する場合、出産日前後8週間以内において5日以内	11	41日
短期介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合で5日以内	1	3.5日 5時間
服忌休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じ1～10日以内	35	94日
祭日休暇	職員の父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行う又はこれに参加する場合1日の範囲内の期間	1	1日
夏季休暇	7～9月までの期間内に4日(期間については例外あり)	245	980日
子の看護休暇	中学校就学前の子を看護する場合で1年につき5日以内	68	161日 3.5時間
病気休暇	公務上の疾病又は負傷の場合は必要と認める期間、公務外の疾病又は負傷の場合は連続90日(例外あり)以内の必要最小限度の期間	46	496日 3.5時間

4 育児休業の取得状況

(1) 育児休業の取得状況

区分	育児休業取得者数		令和5年度中に新たに取得可能となった職員	取得率
	令和5年度新規取得者数	前年度から取得中の者		
男性職員	7	0	12	58.3%
女性職員	1	0	1	100.0%
計	8	0	13	61.5%

(2) 育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

令和5年度中に育児部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員はありませんでした。

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分は、心身の故障等のため職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反して行う不利益処分のことで、免職・降任・休職・降給の4種類があります。

種類	処分の内容	R5年度処分件数
免職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0件
降任	職員が現に有している職より下位の職に任命する処分	0件
休職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	0件
降給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0件
計	—	0件

2 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、その責任を確認し、職員に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として科せられる制裁処分であり、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

種類	処分の内容	R5年度処分件数
免職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	0件
停職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	0件
減給	一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分	0件
戒告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0件
計	—	0件

V 職員のサービスの状況

1 職務に専念する義務の免除

職員は、職務に専念する義務を負います(地方公務員法第35条)が、法律又は条例に特別な定めがある場合はその義務が免除されます。

この「法律または条例に特別な定めがある場合」には、主に以下のものがあります。

(1) 法律に定めがある場合

- ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合(労働基準法第7条)
- ・年次有給休暇(労働基準法第39条)
- ・休職する場合(地方公務員法第27条第2項) ほか

(2) 条例に定めがある場合(職務に専念する義務の特例に関する条例第2号)

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・その他任命権者が定める場合
(スポーツ大会の役員・審判員、選手、コーチとして県大会等に出場する場合 等)

2 営利企業等への従事制限

職務の公平性を確保するという観点から、職務には営利企業への従事や役員等との兼業について制限が課せられています(地方公務員法第39条)。

組合では、職員から営利企業等への従事について許可の申請があった場合には、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可しています。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質を持つ場合

【営利企業への従事等許可件数】(令和5年度)

0件

VI 退職管理の状況

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、営利企業等に再就職した元職員による退職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止されるなど職員の退職管理の制度が導入されました。

組合では退職管理の適正を図るため、管理職であった元職員が退職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、組合に届出しなければならない旨条例で定めています。

【令和5年度退職者の再就職届出件数】

0件

VII 職員の研修及び人事評価の状況

1 職員研修の実施状況(令和5年度)

組合では、職員に職務を遂行するうえで必要な知識・技術を体系的に学ばせるため、職員研修を行っています。研修区分は消防本部総務課主催の職員内部研修と他の研修機関等を利用する派遣研修の二つに分けられます。

研修区分	研修名	実施日数	受講者数	
職員内部研修	法制執務研修(eラーニング)	62日間	8人	
	初任総合教育者研修	1日間	9人	
	総合法令システム操作研修	1日間	8人	
派遣研修	五所川原市役所	会計事務研修	1日間	1人
		契約事務研修	1日間	19人
		管理職研修	3日間	4人
		若手職員モチベーションアップ	3日間	4人
	青森県消防学校	初任総合教育(初任教育)	117日間	9人
		初任総合教育(救急科)	37日間	8人
		救助科	20日間	3人
		警防科	10日間	4人
		火災調査科	10日間	3人
		予防査察科	10日間	3人
		危険物科	5日間	1人
		中級幹部科	7日間	3人
		特別教育	13日間	45人
	消防大学校	幹部科	47日間	1人
		救急科	38日間	1人

2 人事評価の状況

人事評価は、地方公務員法の規定により平成28年4月から実施が義務付けられています。

当組合の人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、能力と実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的としています。

- ・評価方法 能力評価及び業績評価
- ・評価期間 4月1日から3月31日まで
- ・評価スケジュール 4月：期首面談(目標設定)
10月：中間面談(進捗管理)
2月：期末面談(業績の達成度の確認等)

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員健康診断の状況(令和5年度)

職員の安全と健康の確保を目的に労働安全衛生法に基づき、次の健康診断を実施しています。

(1) 新採用職員健康診断

受診者 9人

(2) 職員総合検診(人間ドック受診者を除く)

検査項目	受診者数	対象者数	受診率
胸部X線検査(全職員)	185人	193人	95.9%
尿検(全職員)	191人	193人	99.0%
血圧(全職員)	191人	193人	99.0%
心電図(35歳以上)	186人	189人	98.4%

(3) 血液検査(人間ドック受診者を除く)

検査項目	受診者数
血液一般検査	192人
肝機能検査	192人
血中脂質検査	192人
血糖	192人

(4) 人間ドック

項目	受診者数
1日ドック(30歳以上)	52人
脳ドック(45歳以上)	12人

2 公務災害の発生状況(令和5年度)

区分	件数
公務災害	6件
通勤災害	1件

3 ハラスメントの状況(令和5年度)

職場におけるハラスメント防止に務めると共に、問題の解決に向けた対応をしています。

(1) ハラスメント防止の取組

取組
ハラスメント防止研修

(2) 相談窓口へ相談したハラスメント件数

相談件数	対策委員会開催回数
3	0

(3) 組合議会議員に関する相談

議長への審議申込件数
0

Ⅸ 職員の競争試験及び選考の状況

1 職員の採用試験の状況

令和5年度						
試験職種	受験者数	合格者数 (補欠合格者含む)	採用者数	倍率	一次試験	二次試験
消防職	25人	6人	4人	4.2倍	R5.9.24	R5.10.29

Ⅹ 青森県人事委員会の業務の状況

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度においては新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。

2 不利益処分に関する不服申し立ての状況

令和5年度において新たな不服申し立てはなく、また、係属事案もありませんでした。